「民放連 放送基準」 改正の概要

2023年3月5日(日)

第4回「自殺報道のあり方を考える勉強会」

いのち支える自殺対策推進センター

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center

「民放連 放送基準」とは

日本民間放送連盟が設立された1951年に、民放共通の自主的な倫理基準として制定された。社会状況の変化に対応し、1970年以降はおおむね5年ごとに改正されてきた。

放送事業者は「番組基準」の制定が放送法で義務付けられているが、約200の民放連会員社は何らかの形で「民放連 放送基準」を自社の番組基準に取り入れていることから、「民放連 放送基準」の改正は各社の番組基準の改正といえる。

参考)民放online「<u>『民放連 放送基準』2023年改正 その経緯と趣旨」</u> 民放連HP「<u>『日本民間放送連盟 放送基準』の改正について</u>」

「民放連 放送基準」の構成

- 150の条文から成る
- 放送基準の円滑な運用を図る ため、条文に加え、それを補足 する「解説」「事例」「参考資 料」などを示した「民放連 放送基準解説書」がある
- 新基準では「自殺」について、 第1章「人権」、第6章「報道の 責任」、第8章「表現上の配慮」 の条文または解説文に記載



https://j-ba.or.jp/category/aboutus/jba101982

① 第1章 人権

第1条

人命を軽視するような取り扱いはしない

<解説文>

「自殺を取り上げる場合は、視聴者に対する影響を 考慮し、 報道であってもフィクションであっても 慎重に取り扱う」との総論的一文を追加

参考)

- ①WHO「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf)
- ②WHO「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識」 (https://www.mhlw.go.jp/content/000591244.pdf)

② 第6章 報道の責任

第35条

「事実の報道であっても、陰惨な場面の細かい 表現は避けなければならない」

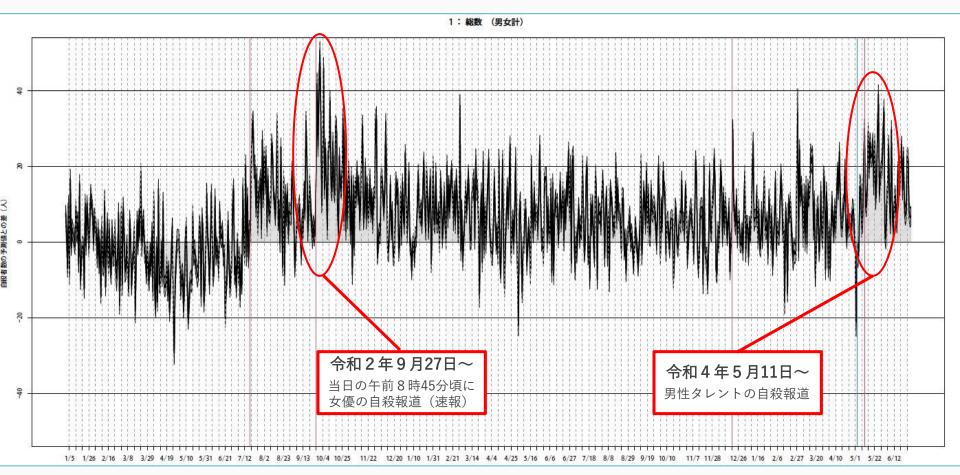
<解説文>

「<u>自殺について報道する場合は、他の自殺を誘発する</u>危険性が指摘されていることを常に意識し、注意を <u>払う必要がある。</u>自殺を防ぐための支援策や相談先を示すことも有効な方策のひとつであると考えられる。 特に、著名人の場合は視聴者への影響が大きいので、 より一層取り上げ方に留意する」

著名人の自殺報道直後にみられた 自殺者数の増加

令和2年~令和4年上半期「自殺者数の日次推移」

平成27年~令和元年の回帰モデルに基づく予測値と実測値との差(総数)



警察庁自殺統計原票より、いのち支える自殺対策推進センターが作成

令和2月9月の有名女性俳優の自殺報道

前後2週間の性別・年齢階級別自殺者数



資料:警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成



※グラフは、「令和3年版 自殺対策白書」より引用

資料:警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成

令和4月5月の有名男性タレントの自殺報道

前後2週間の性別・年齢階級別自殺者数



③ 第8章 表現上の配慮

第48条

現行条文	改正条文
心中・自殺は、古典または	自殺・心中は、たとえ
芸術作品であっても取り扱	フィクションであっても取
いを慎重にする。	り扱いを慎重にする。

<解説文>

ドラマなどのフィクションはもとより、古典・芸術作品で自殺や心中を美化・礼賛するものも含め、取り扱いは慎重にすべきである。

